

2025 年度高知大学希望創発センター  
「明日の社会の希望をになう人財プログラム」実施要領

1 目的

高知大学希望創発センター（以下「センター」という。）が運営する「明日の社会の希望をになう人財プログラム」（以下「プログラム」という。）は、VUCA（Volatility・Uncertainty・Complexity・Ambiguity）の時代とも呼ばれる混沌性の高い社会のなかで、自身の生き方（キャリア）を見つめ、今後の在り方を考えるきっかけを、非日常的な場である四国山地の山村での合宿等を通じて見出すことを目的とする。

2 主催

高知大学 希望創発センター

3 共催

大豊町

4 対象

成人。企業に勤める方を含め、社会に暮らし、考える方々。

過去に実施したプログラムの参加者については、各回1名を上限として受け入れる。

5 定員

6名

先着順で6名までとし、最小実施人数は3名とする。

6 期間

第1回：2025年5月30日～2025年6月14日の間、第1部から第3部まで（第1部：2時間、第2部：2泊3日、第3部：4時間）を行う。

第2回：2025年10月17日～2025年11月1日の間、第1部から第3部まで（第1部：2時間、第2部：2泊3日、第3部：4時間）を行う。

7 開催方法

オンラインでの事前研修を第1部、2泊3日の合宿を第2部、オンラインでの事後学習を第3部とする。オンライン実施の際はそれぞれの職場・自宅等から接続する。

8 会場及び会議システム

第1部：遠隔会議システム Zoom

第2部：高知県大豊町東豊永地区ほか

第3部：遠隔会議システム Zoom

9 募集期間

第1回：2025年4月1日～5月3日

第2回：2025年4月1日～9月20日

## 10 日程及び内容

第1部：第1回5月30日、第2回10月17日（ただし、参加者の都合を考慮し変更する場合がある。）

大豊町やプログラムの紹介、チームビルド

第2部：第1回6月6日～8日、第2回10月24日～26日

大豊町東豊永地区の住民との懇談、共同作業などにより、豊かな自然、人柄、生き方、想いに触れることを通じ、自身の心のなかの本質的な問いに向かいあう。

第3部：第1回6月14日、第2回11月1日（ただし、参加者の都合を考慮し変更する場合がある。）

第1部及び第2部で養った問題意識を踏まえ、課題の核心を探り当て、今後の思考・行動上の指針を見出す。

## 11 参加料

(1) 社員をプログラムに派遣する企業等（以下「企業等」という。）又は参加者は、参加料を納入するものとする。

(2) 企業等又は参加者が支払う参加料の額は、1回のプログラムにつき1人当たり125,000円とする。ただし、プログラムへの参加が2回目以降の参加者は、1回のプログラムにつき1人当たり105,000円とする。

(3) 企業等又は参加者は、国立大学法人高知大学の発する請求書により、プログラム開始前に参加料を納入しなければならない。

(4) 既納の参加料は、原則として返還しない。ただし、特にセンター長が返還することが適当であると認めたときは、センター企画運営室会議の議を経て参加料の一部又は全額を返還できることとする。

※参加要件確認書を受け取り、2週間後を目途に請求書を郵送する。

## 12 費用負担の区分

プログラムに関する研修費（講師謝金・第2部宿泊費・交通費および施設見学料金等）は参加料からセンターが負担し、会場（大学指定の集合・解散場所）までの往復交通費および第2部の飲食費は自己負担とする。

また、第2部で必要な飲食費については、開始時に参加者から徴収する。

## 13 損害賠償等

参加者は、その責めに帰すべき事由により建物又は設備若しくは備品を滅失し、又は棄損したときは、当該損害の賠償の責を負うものとする。また、参加者が、参加期間中に自己の責任により負傷等を被った場合、高知大学は賠償の責任を負わないものとする。

## 14 諸規則の遵守義務

参加者は、プログラムの受講中、センターの指示や高知大学の規則、その他の定めに従わなければならない。

## 15 参加者受入れの取消

センター長は、参加者が諸規則の遵守義務の規定に違反したとき、又はプログラムの受講時にふさわしくない行為を行ったときは、参加者の受入れを取り消すことができる。

## 16 申込方法

センターのホームページのプログラム参加申込フォームから申込みを行う。

## 17 お問合せ先

高知大学希望創発センター 学務課学習・研究サポート係

〒780-8520 高知県高知市曙町二丁目5番1号 TEL 088-844-8440